

2012年4月26日

株式会社オーロラ 御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：西島
〒540-0033 大阪市中央区石町
一丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メール info@kc-s.or.jp
ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

家賃保証委託契約書（ひな形）送付の再度お願い

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題を取り組む個人によって構成され、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定され、2010年8月22日に認定更新されました。（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

さて、昨今、建物賃貸借契約に際して家賃保証会社に保証を委託する例が増加しており、保証人をたてられない賃借人の住居確保の一助となっている一方、家賃滞納があった賃借人と家賃保証業者の間で、求償権行使等についてのトラブルが生じている例が報告されております。

そこで、当団体では、家賃滞納があった場合の取扱いについて、家賃保証委託契約書がどのようになっているかの現状を調査・研究すべく、貴社をはじめとする家賃保証業者において、どのような家賃保証契約書の「ひな形」を使用しておられるのかを問い合わせるものです。貴社が契約に際し使用しておられる家賃保証委託契約書の「ひな形」の写しを当団体までご送付いただきますように2011年6月29日付でご依頼をさせていただいていましたが、ご送付いただいておりますので再度お願い申し上げます。

お忙しいこととは存じますが、2012年5月25日までにご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、送付いただけない場合、当団体のホームページ等において公開することがございますので、あらかじめご了解ください。公開は、契約内容の事前開示が消費者契約の適正化のために重要であるとの観点から実施するものであり、この点ご理解の程よろしくお願い致します。

以上